



## 非木製バットのSG基準（公開用）

**非木製バットのSG基準**  
SG Standard for Non Wood Bat

1. 基準の目的

この基準は、非木製バットの安全性品質及び消費者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の生命又は身体に対する被害の発生を防止することを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、硬式野球、軟式野球又はソフトボールに用いる金属製、繊維強化プラスチック製等の木製以外のバット(以下「バット」という。)について適用する。

3. 種類

バットの形式分類は、次のとおりとする。

形式分類		形式分類の説明
用途	対象	
硬式野球 (硬式野球に使用することを目的としたもの。)	一般用	高校生以上の年令の者を対象として設計・製造されたもの。
	中学生用	中学生を対象として設計・製造されたもの。
	小学生以下用	小学生以下の年令の者を対象として設計・製造されたもの。
	ノック用	ノックに使用することを目的として設計・製造されたもの。
軟式野球 (軟式野球に使用することを目的としたもの。)	一般用	中学生以上の年令の者を対象として設計・製造されたもの。
	一般用L	中学生以上の年令の者を対象としたものであって、特にローバウンド球にも耐用できるように設計・製造されたもの。
	小学生以下用	小学生以下の年令の者を対象として設計・製造されたもの。
	小学生以下用L	小学生以下の年令の者を対象としたものであって、特にローバウンド球にも耐用できるように設計・製造されたもの。
ソフトボール (ソフトボールに使用することを目的としたもの。)	一般用A	3号球のなかで革巻きボールの使用を考慮して設計・製造されたもの。
	一般用B	3号球のなかでゴム巻きボールの使用に耐えるように設計・製造されたもの。
	少年用	2号球又は1号球を使用する者を対象として設計・製造されたもの。
	学校体育用	学校体育ソフトボールに使用することを目的として設計・製造されたもの。

注意) 1) 用途が硬式野球であって、「中学生用」、「小学生以下用」または「ノック用」の表示がないものにあつては、「一般用」として確認するものとする。

2) 用途が硬式野球であって、「中学生用」として設計・製造されたものであつても、『4. 安全性品質』において「一般用」の規程に満足するものは「一般用」として確認できるものとする。

- 3) 用途が軟式野球であって、「一般用L」と表示のあるものについては「一般用」として、また、「小学生以下用L」と表示のあるものについては「小学生以下用」として使用できるものとする。
- 4) 用途が軟式野球であって、「小学生以下用」、「小学生以下用L」または「ノック用」の表示がないものにあっては、「一般用」として確認するものとする。
- 5) 用途がソフトボールであって、「一般用B」または「少年用」の表示がないものにあっては、「一般用A」として確認するものとする。

#### 4. 安全性品質

バットの安全性品質は、次のとおりとする。

項目	基準	
1. 外観、構造及び寸法	<p>1. バットの外観、構造及び寸法は次のとおりとする。</p> <p>(1) 仕上げは良好で、使用時に身体に傷害を与えるようなばり、突起部、鋭い角部等がないこと。</p> <p>(2) 次の箇所にひび、割れ、腐食その他の強度を害する欠点がないこと。</p> <p>イ. バット外表面</p> <p>ロ. バット内表面</p> <p>(3) 本体表面(グリップエンドを除く。)には刻印がないこと。ただし、繊維強化プラスチック部分にあっては全長にわたって、金属部分にあってはグリップエンドの端面からバット全長の○%以内の部分に、深さ○mm以下の刻印を付す場合には、この限りでない。また、学校体育用のものにあって、柔軟な材質で被覆された打球部については刻印の有無を問わない。</p>	

項 目	基 準	
	<p>(4) バットの先端部及びグリップエンドは、丸みを持っていること。</p> <p>(5) a. グリップ部には、滑りを止める処置を施していること。</p> <p>b. グリップ部の滑り止めとグリップエンドとが一体成形されているものにあつては、当該滑り止めが金属本体に確実に固定されていること。</p> <p>(6) 先端部及びグリップエンドは本体と確実に固定されていること。また、使用に伴う衝撃等によって、容易に離脱しないこと。</p> <p>また、硬式野球用のもので、合成樹脂製等のキャップを有するものにあつては、その質量は0g以下であること。</p> <p>(7) 先端部の金属部及び中間部等において異種部材を接合、組み合わせた部位があるものにあつては、各箇所において鋭利な角部がないこと。</p> <p>(8) グリップエンドの高さ(グリップエンドの直径からグリップ部のうち最も細い箇所の直径を差し引いた長さに0分の0を乗じて得た長さ)は、0mm 以上であること。</p>	

項 目	基 準	
<p>2. 強 度</p> <p>(1) 三点曲げ試験</p>	<p>2.</p> <p>(1) 三点曲げ試験を行ったとき、バットの材質が金属製のものにあつては、残留たわみは0mm以下であること。</p> <p>また、繊維強化プラスチック製又はその他の材質との複合である場合にあつては、破壊しないこと。</p> <p>更に用途が学校体育用のものにあつては、破壊するまでの力を加えたとき、折損分離せず、使用者の身体に危害を加えるような破壊様相でないこと。</p>	

項目	基準	
(2) 打球部のへん平試験	(2) 打球部のへん平試験を行ったとき、バットの材質が金属製のものにあつては、残留変位量は0%以内であり、かつ、0%変位させても破壊しないこと。 また、繊維強化プラスチック製またはその他の材質との複合である場合にあつては、破壊しないこと。	

項目	基準	

項目	基準	
(3) 先端部のへん平試験	<p>(3) 硬式野球一般用のバットにあつては、先端部のへん平試験を行ったとき、ONの力を加えたときの残留変位量は0%以内であり、ONの力を加えたときの残留変位量は0%以上であること。</p> <p>さらに、0%変位させても破壊しないこと。</p>	
3. 音響	<p>3. 硬式野球一般用、中学生用及び小学生用のバットにあつては、音響測定試験を行ったとき、単発騒音暴露レベル<math>L_{AE}</math>は0dB以下であること。</p>	

項目	基準	
<p>4. 反発性能  (1) 打球部の  圧縮試験</p>	<p>4.  (1) 硬式野球一般用のバット  にあっては、打球部の圧  縮試験を行ったとき、0mm  変位させるときの力が0N  以上であること。</p> <p>(2) ソフトボール一般用 A の</p>	

項目	基準	
(2) 反発性能試験	<p>バットにあつては、ボールの反発性能試験を行ったとき、反発ボール速度規定値(以下、「JSAS」という。)は0m/s以下であること。</p> $JSAS = v_p (Y - 0.5) + v_b (Y + 0.5)$ $X = (v_i + v_r) / v_i (m / M_e + 1) - 1$ $Y = (X - m_s / M_e) / (1 + m_s / M_e) + 0.5$ <p> <math>v_i</math> = 発射されたボールの速度  <math>v_r</math> = ボールの跳ね返り速度  <math>v_b</math> = バットのスイング速度  <math>v_p</math> = ボールの投球速度  <math>m</math> = 試験球の質量  <math>m_s</math> = 標準球の質量  <math>M_e</math> = バットの有効質量 </p>	

## 5. 表示及び取扱説明書

バットの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項目	基準	
1. 表示	<p>1. 製品には、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。</p> <p>(1) 申請者(製造業者、輸入業等)の名称又はその略号</p> <p>(2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号</p> <p>(3) 形式分類又はその略号</p>	
2. 取扱説明書	<p>2. 製品には、次に示す趣旨の内容を記載した取扱説明書を添付すること。ただし、以下の(1)から(6)を製品本体に容易に消えない方法により表示してあるもの、または、その製品に該当しない事項は省略してもよい。</p> <p>なお、一般消費者が容易に理解できる大きな字で明記すること。</p>	

項目	基準	
	<p>また、(1)は取扱説明書の表紙の見やすい箇所に示し、(2)、(3)、(4)については安全警告認識(△)等を併記するなどしてより認識しやすいものであること。</p> <p>(1) 取扱説明書を必ず読み、読んだ後必ず保管すること。</p> <p>ただし、以下に該当する各項を製品に容易に消えない方法により表示してあるものは、本項を省略してもよい。また、学校体育用のものにあつては、(4)、(5)を省略してもよい。</p> <p>(2) 用途にあつたバットを使用すること。</p> <p>また、ボール以外のものを打撃しないこと。</p> <p>(3) 使用する前には必ずバットの各部に異状がないことを確認すること。</p> <p>また、各部にき裂、破損、へこみ、曲がり、ゆるみなどの異状を生じた場合は使用しないこと。</p> <p>(4) バットを傷付けないように努めること。</p> <p>(5) プロ野球の選手が使用した場合にはプロ野球の選手は、SGマークの補償制度の対象外となること。</p> <p>(6) 製造業者、輸入業者又は販売業者等の名称及び電話番号。</p>	